

マンションでんき 電気料金メニュー約款（共用電灯 B/共用電灯 C/低圧動力）  
新旧対照表

2024年8月1日付で以下のとおり、電気料金メニュー約款の改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 主な変更点
  - ・小売電気事業者の変更
  - ・九州エリア版の追加

2. 電気料金メニュー約款（マンションでんき）新旧対照表

該当条項	変更前	変更後
表紙	小売電気事業者： <u>九電みらいエナジー株式会社</u>	小売電気事業者： <u>九州電力株式会社</u>
第1条	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が、<u>九電みらいエナジー株式会社</u>が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社および関西電力送配電株式会社の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本契約の定めを準用いたします。</p>	<p>この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、株式会社エネクスライフサービス（以下、「当社」といいます。）の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社（以下、「媒介事業者」といいます。）が当社の媒介事業者として電気の販売を行い、当社が、<u>九州電力株式会社</u>が提供する電力の供給サービスを、電灯または小型機器もしくは動力をご使用のお客さまで東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社および関西電力送配電株式会社の供給エリアへ電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金、請求書発送費用は、消費税および地方消費税相当額を含みます。料金メニュー約款に定めのない事項に関しては、本契約の定めを準用いたします。</p>
第4条	<p>1. マンションでんき 東京共用電灯 B / 中部共用電灯 B (4) 電気料金 1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が<u>本約款別紙4（燃料費調整）別表（燃料費調整単価算出係</u></p>	<p>1. マンションでんき 東京共用電灯 B / 中部共用電灯 B (4) 電気料金 1月の料金は、<u>料金メニュー約款別紙2（料金メニュー表）</u>に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1. (1) によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙</p>

数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

(c)最低月額料金(中部エリア)

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

2. マンションでんき 東京共用電灯C / 中部共用電灯C

(4)電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促

4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定いたします。

(c)最低月額料金(中部エリア)

(a)および(b)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金を下回る場合は、そのひと1月の料金は、料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)の最低月額料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

2. マンションでんき 東京共用電灯C / 中部共用電灯C

(4)電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可

進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

3. マンションでんき 関西共用電灯 A

(3) 電気料金

1 月の料金は、別紙 2（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第 13 条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間 1 月につき料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

3. マンションでんき 関西共用電灯 A

(3) 電気料金

1 月の料金は、料金メニュー約款別紙 2（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙 3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙 4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を下回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙 4（燃料費調整）1. (1)によって算定された平均燃料価格が X 円を上回る場合は、本約款別紙 4（燃料費調整）3. によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 料金

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

4. マンションでんき 関西共用電灯 B

(4) 電気料金

1月の料金は、別紙2（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき別紙2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

5. マンションでんき 東京共用低圧動力/中部共用低圧動力/関西共用低圧動力/関西共用低圧動力【防火用】

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、料金メニュー別紙1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ次

最低料金及び電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

4. マンションでんき 関西共用電灯 B

(4) 電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙2（料金メニュー表）に定める最低料金、電力量料金および本約款別紙3（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4（燃料費調整）1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4（燃料費調整）3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

(a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条（料金の算定および算定期間）に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙2（料金メニュー表）のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙2（料金メニュー表）にもとづき算定いたします。

5. マンションでんき 東京共用低圧動力/中部共用低圧動力/関西共用低圧動力/関西共用低圧動力【防火用】

(3) 契約電力

(a) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、料金メニュー約款別紙1（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとします。）についてそれぞれ

の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

#### (4)電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円本約款別紙4(燃料費調整)別表(燃料費調整単価算出係数等)に記載のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者ごとに定めるX円(以下単に「X円」といいます。)を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### (b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定

れ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値とします。[ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は下記(b)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。]

#### (4)電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

#### (a)基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### (b)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙2(料金メニュー

することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分して得た値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

#### 6. マンションでんき 関西共用スマート

##### (3) 電気料金

1月の料金は、別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、デイトタイムに使用された電力

表)にもとづき算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間とします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分して得た値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。

#### 6. マンションでんき 関西共用スマート

##### (3) 電気料金

1月の料金は、料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)に定める基本料金、電力量料金および本約款別紙3(再生可能エネルギー発電促進賦課金)4.によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を下回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、本約款別紙4(燃料費調整)1.(1)によって算定された平均燃料価格がX円を上回る場合は、本約款別紙4(燃料費調整)3.によって算定された燃料費調整額を加えたものとします。

##### (a) 基本料金

基本料金は、本約款第13条(料金の算定および算定期間)に定める算定期間1月につき料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

##### (b) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって料金メニュー約款別紙2(料金メニュー表)にもとづき算定することとし、デイトイ

	<p>量にはデイトタイム料金を、リビングタイムに使用された電力量にはリビングタイム料金を、ナイトタイムに使用された電力量にはナイトタイム料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間、デイトタイムとは、料金メニュー約款第2条3.に記載の時間、リビングタイムとは、料金メニュー約款第2条4.に記載の時間、ナイトタイムとは、料金メニュー約款第2条5.に記載の時間といたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>	<p>ムに使用された電力量にはデイトタイム料金を、リビングタイムに使用された電力量にはリビングタイム料金を、ナイトタイムに使用された電力量にはナイトタイム料金をそれぞれ適用いたします。この場合、夏季とは、料金メニュー約款第2条1.に記載の期間とし、その他季とは、料金メニュー約款第2条2.に記載の期間、デイトタイムとは、料金メニュー約款第2条3.に記載の時間、リビングタイムとは、料金メニュー約款第2条4.に記載の時間、ナイトタイムとは、料金メニュー約款第2条5.に記載の時間といたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。ただし、計量値を確認する場合には、その値によります。</p>
<p>附 則</p>	<p><b>この料金メニュー約款の実施時期</b> この料金メニュー約款は、<u>2024年4月1日</u>より実施します。</p> <p>約款改定履歴 2023年7月1日 制定 2024年4月1日 改定</p>	<p><b>この料金メニュー約款の実施時期</b> この料金メニュー約款は、<u>2024年8月1日</u>より実施します。</p> <p>約款改定履歴 2023年7月1日 制定 2024年4月1日 改定 <u>2024年8月1日 改定</u></p>